

児童発達支援等の利用者負担額を無償化します

就学前の児童を支援するため、下記のサービスについて、全ての0～2歳児の利用者負担額を無償化します。



対象となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

対象となる児童

上記サービスを利用する0～2歳児の児童

※年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

無償化の概要と手続き

● 本来、児童発達支援等を利用した場合、児童通所受給者証第(五)欄に記載の負担上限月額を上限として、利用日数等に応じた利用者負担額を事業所へお支払いいただく必要がありますが、本制度は**その利用者負担額を杉並区が負担することにより**、実質的に利用者負担額を0円（無償化）とする制度です。

● ただし、国制度による負担軽減措置や上限額管理が必要な場合は適応後の利用者負担額を無償化いたします。ご不明な場合は、下記【問合せ先】までご連絡ください。

● 本制度は**令和7年9月サービス利用分**から対象となります。

今回お送りした児童通所受給者証の特記事項欄に「**杉並区無償化対象児童（都制度）**」と記載されているかご確認ください。ご利用の事業所へ必ずご提示ください。また旧受給者証は、下記【問合せ先】までお持ちいただくか、郵送にてご返却ください。

- ※ 国制度により、3～5歳児の児童の利用者負担額は既に無償化されています。
- ※ 利用者負担額以外の費用（食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。
- ※ 第2子以降の児童の利用者負担助成について、8月利用分までは東京都が保護者に給付することにより利用者負担額を無償化しますので、東京都へご申請ください。

【問合せ先】 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
TEL 03-3312-2111 内線 1134・1177
杉並区保健福祉部障害者施策課児童支援係